

外注整備共通仕様書及び個別仕様書の引用文書について（通知）

1 趣旨

「**第 4 補給処官有技術資料管理規則**（平成 28 年第 4 補給処達第 8 号）」（以下、「当該規則」という。）の全部改正による制定年及び番号変更に対応するため、当該規則を引用文書としている仕様書の処置について通知する。

2 処置要領

仕様書の「**1 総則**」中、「**引用文書**」に示す当該規則を次のとおり読み替える（下線部は読み替え部分を示す。）。

第 4 補給処官有技術資料管理規則（令和 6年第 4 補給処達第 3号）

3 その他

- (1) 令和 6 年 8 月 1 日以降、外注整備共通仕様書及び個別仕様書に記載されている当該規則については、前項に示す引用文書を適用する。
- (2) 当該引用文書名に関する仕様書の改正については、次のとおり実施する。
 - ア 外注整備共通仕様書については、令和 7 年 4 月 1 日の改正を予定する。
 - イ 個別仕様書については、逐次改正する。
- (3) 全部改正後の規則については、第 4 補給処整備部品質管理課総括班（電話 04-2963-6131 内線 4224）まで問い合わせされたい。
- (4) 本通知に関する不明な点があれば、第 4 補給処整備部整備技術課整備基準班（電話 04-2963-6131 内線 4112）まで問い合わせされたい。